
プロジェクト リース

項目 関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針の改正案 (ASBJ 基準等の改正案)

I. 本資料の目的

1. 本資料は、現在審議中のリース会計基準及びリース適用指針（以下「リース会計基準等」という。）の改正が、企業会計基準適用指針第 13 号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（以下「関連当事者適用指針」という。）に与える影響を検討することを目的としている。なお、リース会計基準等の改正が影響を与え得るため検討対象とする会計基準等の一覧は、審議事項(3)-5 参考資料「改正又は修正の検討が必要となる可能性がある基準等の一覧」にお示ししている。

II. リース会計基準等の改正案が関連当事者適用指針に与える影響

（リース会計基準等の改正案に伴う変更）

2. 現在検討中のリース会計基準等の改正案では、借手の取扱いに関して、IFRS 第 16 号の単一モデルを基礎として、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区分を設けないことを提案している。
3. この改正を受けて、関連当事者適用指針の参考（開示例）の内、リース会計基準等の改正案の影響を受けると考えられる、賃借取引に係る開示例の改正の要否を検討する。

(1) 借手のオペレーティング・リース取引に関する開示例

借手のオペレーティング・リース取引の会計処理が変更されることから改正を検討する¹。

(2) 経過措置を適用した借手の所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する開示例

現行のリース会計基準等の適用初年度開始前（2007 年 3 月 31 日以前）に開始した借手の所有権移転外ファイナンス・リース取引については経過措置として引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用することができる（リース適用指針第 79 項）。しかし、当該経過措置は、現行のリース会計基準等の適用以降、年月が経過していることから、改正を検討する。

4. なお、現在検討中のリース会計基準等の改正案では、次の用語の変更を検討している。

¹ 関連当事者適用指針の参考（開示例）には、借手のファイナンス・リース取引に関する開示例は記載されていない。

現行の用語	変更案
リース債務	リース負債

(関連当事者適用指針とリース会計基準等との関係)

借手のオペレーティング・リース取引

- 借手のリースの取扱いに関しては、リース会計基準等の改正により、これまで賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っていたオペレーティング・リース取引は、リース開始日に使用権資産とリース負債を計上する会計処理に変更されることになる。
- リース会計基準等の改正に伴い、借手のオペレーティング・リース取引は、以下のような取引として整理されることになる。

現行の基準	改正案
賃借料の支払取引	(1) リースによる資産の取得取引 (2) リース負債の返済取引

経過措置を適用した借手の所有権移転外ファイナンス・リース取引

- 現行のリース会計基準等の適用初年度開始前（2007年3月31日以前）に開始した借手の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用することができる（リース適用指針第79項）とした経過措置については、リース会計基準等の改正後も引き続き存続させることを予定しており、会計処理に変更は生じない。

関連当事者適用指針の開示の要求事項

- 企業会計基準第11号「関連当事者の開示に関する会計基準」（以下「関連当事者基準」という。）では、会社と関連当事者との取引のうち、重要な取引を財務諸表の注記事項として開示することを要求しており、開示事項を以下の通り定めている（関連当事者基準第10項）。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 関連当事者の概要 会社と関連当事者との関係 取引の内容。なお、形式的・名目的には第三者との取引である場合は、形式上の取引先名を記載した上で、実質的には関連当事者との取引である旨を記載する。 取引の種類ごとの取引金額 取引条件及び取引条件の決定方針 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高（以下、略） |
|---|

- また、関連当事者適用指針には、開示すべき取引に関する詳細なガイダンスが定められ

ている。関連当事者が個人の場合、連結損益計算書項目及び連結貸借対照表項目等のいずれに係る 1,000 万円を超える取引について、すべて開示対象とする定めが設けられており（関連当事者適用指針第 16 項）、この判断は、原則として各関連当事者との取引（類似・反復取引についてはその合計）ごとに行うとされ、例えば、1つの取引について売上高は重要であるが、売掛金残高には重要性がない場合においても、売上高及び売掛金残高の両者の開示が必要となる（関連当事者適用指針第 14 項）。

事務局による分析

10. 借手のオペレーティング・リース取引は、リース会計基準等が改正されても、引き続き関連当事者との取引であるが、本資料第 6 項に記載した通り、取引の会計処理が変わることにより、開示すべき取引の判定方法が変わることとなる。具体的には、下記の表に掲げた勘定科目の取引金額及び残高が閾値を超えるか否かで判断されることになる。

(現行基準)		
取引の内容	連結損益計算書項目に属する科目に係る関連当事者との取引	連結貸借対照表項目に属する科目の残高に係る関連当事者との取引
賃借料の支払	支払賃借料	前払費用（賃借料）・未払費用（賃借料）
(改正案)		
取引の内容	連結損益計算書項目に属する科目に係る関連当事者との取引	連結貸借対照表項目に属する科目の残高に係る関連当事者との取引
(1) リースによる資産の取得	—	使用権資産 リース負債
(2) リース負債の返済（利息の支払を含む）	支払利息	リース負債 未払費用（利息）

11. 関連当事者が個人の場合には、現行の基準では、開示対象年度の単年度の支払賃借料が 1,000 万円を超えるか否かで開示の要否が判定されていたものの、リース会計基準の改正に伴い、開示対象年度の使用権資産の取得金額あるいは期末のリース負債が 1,000 万円を超えるか否かで開示の要否が判定されることになるため、同じ取引であっても開示対象が広がるものと想定される。

(リース会計基準等の改正が関連当事者適用指針の参考（開示例）に与える影響)

12. 次に、改正対象とする関連当事者適用指針の参考（開示例）が、リース会計基準等の改正によりどのような影響を受けるのかを検討する。

借手のオペレーティング・リース取引に関する開示例

13. 改正対象とする関連当事者適用指針の参考（開示例）は以下にお示しする通りである。

1. 関連当事者との取引						
(4) 役員及び個人主要株主等						
種類	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高	
主要株主(個人)及びその近親者	aの父	駐車場用地の賃借(注3)	×××	その他の流動負債	×××	
役員及びその近親者	土地の賃借	福利厚生施設用地の賃借(注3)	×××	その他の流動資産	×××	
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む)	倉庫の賃借	賃借料の支払(注8)	×××	その他の流動資産	×××	
(中略)						

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

取引条件及び取引条件の決定方針等
(中略)

(注3) 近隣の地代を参考にした価格によっている。
(中略)

(注8) 賃借料の支払については、近隣の取引実勢に基づいて、2年に一度交渉の上賃借料金額を決定している。

事務局による分析

- 14. 借手のオペレーティング・リース取引に関して、改正後の開示例に記載の対象となる取引は、本資料第10項における分析の結果、(1)賃借開始日におけるリースによる資産の取得取引と(2)賃借開始後におけるリース負債の返済取引になると考えられる。なお、前項の開示例は、賃借開始日が開示対象年度に含まれるか否かが明らかではないが、賃借開始日におけるリースによる資産の取得取引の開示例も示すために、改正案における開示例のうち、倉庫の賃借に係る開示例について、賃借開始日が開示対象年度に含まれるものとするのが考えられる。
- 15. また、開示例に記載される取引金額および残高について、例えば、1つの取引について売上高は重要であるが、売掛金残高には重要性がない場合においても、売上高及び売掛金残高の両者の開示が必要となる（関連当事者適用指針第14項）。このため、リース負債は重要であるが、支払利息には重要性がない場合においても、リース負債及び支払利息の両者の開示が必要となると考えられる。
- 16. 本資料第14項及び第15項を踏まえると、開示例に記載すべき取引金額は、(1)リースによる資産の取得取引については使用権資産の取得原価、(2)リース負債の返済取引についてはリース負債の返済額と利息の支払額、開示例に記載すべき期末残高は、リース負債

とその他の流動負債（未払費用）の期末残高とすることが考えられる。

17. 本資料第 14 項から第 16 項までの分析を踏まえて、改正対象となる、借手のオペレーティング・リース取引に関する関連当事者適用指針の参考（開示例）の改正案を以下にお示しする。なお、改正部分に下線又は取消線を付している。

（開示例の改正案）

（HP では非公表）

経過措置を適用した借手の所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する開示例

18. 改正対象とする関連当事者適用指針の参考（開示例）は以下にお示しする通りである。

1. 関連当事者との取引						
(3) 兄弟会社等						
種類		関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
(中略)						
主要株主(法人)が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む)		〇〇設備のリース	支払リース料(注5) 未経過リース料期末残高相当額(注5) 支払利息相当額	××× ××× ×××	その他の流動資産	×××

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。
取引条件及び取引条件の決定方針等
(中略)
(注 5) リース料については、提示された見積りを他社より入手した見積りと比較の上、交渉により決定している。

事務局による分析

19. 現行のリース会計基準等の適用初年度開始前（2007 年 3 月 31 日以前）に開始した借手の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用することができるとする経過措置については、本資料第 7 項に記載の通り、リース会計基準等の改正後も引き続き存続させることを予定しており、会計処理に変更は生じない。
20. しかし、現行のリース会計基準の適用開始以降、概ね 15 年が経過しており、経過措置の対象となる取引が相当程度減少していると考えられることから、今回のリース会計基準等の改正に合わせて、関連当事者適用指針の参考（開示例）に掲げられている経過措置に係る開示例は削除することが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント

上記の改正の基本的な考え方及び次頁以降の具体的な改正案についてご質問
又はご意見を頂きたい。

企業会計基準適用指針公開草案第●号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針(案)」

(HP では非公表)

以 上